



環 評 審 第 13 号  
平成 28 年 9 月 7 日

沖縄県知事 翁長 雄志 殿

沖縄県環境影響評価審査会  
会長 宮城 邦治



宮古島市ごみ処理施設整備事業に係る事後調査報告書の審査について（答申）

平成 28 年 7 月 20 日付け沖縄県諮問環第 3 号で諮問のあったみだしのことについて、別添  
のとおり答申します。

(別 添)

## 宮古島市ごみ処理施設整備事業に係る事後調査報告書に対する答申

### 1 総体的事項

環境影響評価書(平成25年2月)(以下「評価書」という。)では、緑化計画について、「植栽樹種は地域産の樹種を用いて周辺景観との連続性を持たせるように配慮する」としており、事業実施区域内及び近隣地域に生育している在来種を用いることとしているが、平成28年の事後調査報告書(平成27年度分)の緑化計画では、セイロンマンリョウなど多くの外来種が選定されており、評価書の緑化計画の考え方と乖離している。

また、平成26年度の知事による環境保全措置要求では、緑化計画の策定に当たっては「遺伝的攪乱の防止の観点から、樹木は宮古島内で調達すること」、「樹種の選定にあたっては宮古島の森林植生との一体性を鑑み、地域に適した樹種を判断すること」と述べたが、当該緑化計画は環境保全措置要求に十分に対応していないと考えられる。

環境影響評価制度は、環境に著しい影響を与えるおそれのある大規模な事業の実施前に、事業が環境に及ぼす影響を調査・予測・評価を行い、環境の保全の観点からよりよい計画を策定することを目的としている。よって、事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該事業を実施するようしなければならない。

については、事業者へ環境影響評価制度の趣旨を理解させ、今後の事業では、評価書の記載内容を遵守させるとともに、特別な事情により計画を変更せざる得ない場合は、十分に環境に配慮させるため、専門家等の助言を受けて計画変更をさせること。

### 2 地下水の水質について

地下水の水質の事後調査結果では、取水井戸及び東添道井戸で、水道水質基準項目である「一般細菌」及び「大腸菌」の基準値を超過しており、その要因を把握させる必要がある。

また、「一般細菌」及び「大腸菌」の測定値は、調査地点周辺の状況(施肥、雨水の流入、小動物等による汚染など)によって変動する可能性もあることから、事業実施による影響を判断するため、測定値に影響を及ぼす要因を可能な限り回避し、調査させるよう求めること。

環境基準項目のダイオキシン類の調査結果については、基準値を満たしているものの、平成28年1月に実施した調査結果では、過年度の事後調査結果より高い値となっており、引き続き地下水の水質を注視させる必要がある。

については、地下水の水質の調査において、基準値を超過した項目及び測定値の変動

が大きい項目については、その原因を究明させること。

なお、原因究明に当たっては、測定精度を含めて考察させ、基準値を超過した項目については、再調査を実施させる等その原因の究明に努めさせること。

さらに、結果として工事による影響であった場合は、必要な環境保全措置を講じさせること。

### 3 外来種について

事業地内の植栽として選定したセイロンマンリョウは、環境省が公表した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」において、野外への逸出や定着の防止の観点から早期防除が必要な種として定着予防外来種に指定されていることから、可能な限り除去することを含めた防除を検討させること。

### 4 緑化計画について

評価書の緑化計画では、苗木や種子の産地については可能な限り宮古島産のものを用いるように努めることとしており、遺伝的攪乱の防止の観点からこの計画は重要である。しかしながら、事業実施区域に植えられた樹種の多くが外来種となっており、樹種の選定に関して、環境の保全に十分に配慮された内容となっていない。

については、今後の事業実施区域の緑化では、可能な限り宮古島産の在来種を用いさせることとし、環境の保全に十分に配慮させること。